

令和8年度琉球大学法科大学院  
C日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 1

民法 [全 450 点中 150 点]

令和8年1月24日（土曜日）  
9時30分～11時00分（90分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 パソコンのネットワークやBluetooth等の設定を変更してはいけません。
- 2 答案作成時には「メモ帳」のみを使用し、他のソフトを使用してはいけません。
- 3 試験問題は、各科目の開始時に冊子で配布します（併せて構成用紙も配布します）。問題冊子は、試験開始の合図があるまで開かないでください。試験開始後、問題冊子に印刷不鮮明や汚損等を見つけたときは、直ちに申し出てください。試験終了後、問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 4 解答用紙は、パソコンのデスクトップ上の「解答用紙」というフォルダの中にあります。試験開始前に、監督者の指示に従って、ファイル名に自分の受験番号を追記し、さらにファイル内の氏名欄に自分の受験番号を記載してください。そして試験開始後、ファイル内の所定の箇所から答案を書き始めてください。試験終了後、監督者の指示に従って、答案のファイルをUSBメモリに記録して監督者に提出してください。
- 5 六法は、各科目の開始時に貸与し、各試験の終了後に監督者が回収します。六法への書込み・線引き等はしないでください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。もし試験時間中にトイレに行きたくなったり体調が悪くなった場合は、手を挙げてください。
- 7 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

**【問題】（150点）**

**【第1問】**

以下の文章を読み、設問に答えなさい。

債権者 A は、B に対する貸金債権（甲債権）を被担保債権として、B 所有の乙土地に第一順位の抵当権を有していた。その後、乙土地には下記の変動があった。

記

- (1) B は C との間で、乙土地を C に売却したように装う通謀虚偽表示を行い、C への所有権移転登記を終えた。
- (2) 一方、乙土地にはもともと D が第二順位の抵当権を有していたが、C は D からこの第二順位抵当権を譲り受けた。

その後、A の甲債権について消滅時効期間が経過したが、B は A との人間関係を考慮して時効を援用しない意向を示している。これに対し、C が「A の甲債権は時効消滅した」と主張して、A の第一順位抵当権の抹消を求めた。A は、「(1) C は虚偽表示の名義人に過ぎず、また、(2) 第二順位抵当権の譲受人は『反射的利益』を受ける者に過ぎないため、民法145条の『当事者』に該当しない」と反論している。

〔設問〕

C の消滅時効の援用は認められるか。A の上記 (1) 及び (2) の反論及び「当事者」の判断基準を踏まえて論じなさい。

## 【第2問】

以下の文章を読み、設問1及び設問2に答えなさい。

Aは自己名義の甲土地について、隣接地の所有者Bがその境界を誤認して20年以上にわたり平穩公然に占有し、建物を建てて居住している事実を知っていた。Aは、Bの取得時効が完成しているかもしれないと考え、時効を援用される前に甲土地を処分したいと考え、知人Cに対して甲土地を売却した。

Cは、Bが甲土地の一部を長年にわたって占有し、そこに居住している事実は認識していたが、Bの占有が時効取得の要件（所有の意思や善意無過失など）を法的にすべて満たしているか否かまでは確信を持っていなかった。Cは、Aから時価の1割程度の価格で甲土地を購入し、直ちに移転登記を完了した。その後、CはBに対し、所有権に基づいて建物の取去と土地の明け渡しを求めた。これに対し、Bは時効援用の意思表示をした上で、Cは背信的悪意者であり、登記の欠缺を主張することは信義則上許されないと反論した。

### 〔設問1〕

不動産取得時効完成前後における当該不動産の譲受人が、民法177条の「第三者」に該当するための一般的要件について述べなさい。

### 〔設問2〕

Bの主張を踏まえ、Cが177条の「第三者」に該当するか検討しなさい。

## 【出題趣旨】

### 【第1問】について

本問は、消滅時効の援用権者（民法145条の「当事者」）の範囲について、判例の法理を正確に理解し、具体的な事案に当てはめる能力を問うものである。

#### ・「当事者」の定義の理解

最判昭和48年12月14日が示した「時効の完成によって直接に利益を受ける者」という定義を、単なる暗記ではなくその実質的意味（実体法上の権利関係）から理解しているか。

#### ・判例の射程の把握

最判平成11年10月21日が、昭和48年判決の法理を維持しつつ、なぜ「仮装譲受人」を排除したのか、その論理（登記名義の保持は反射的利益に過ぎない）を記述できるか。

#### ・多角的な検討

一人の当事者が複数の法的属性（仮装譲受人と後順位抵当権譲受人）を持つ場合に、それぞれの立場から援用権の有無を個別に検討できるか。

### 【第2問】について

本問は、時効完成によって権利を取得した者Bと、その後に登記を備えた譲受人Cの対抗関係を整理し、以下の2点を論理的に検討させることを目的とする。

#### ・時効完成前後の区別

時効完成前の譲受人は「当事者」の関係にあり、時効取得者は登記なく対抗できる。一方で、時効完成後の譲受人は「対抗関係」にあり、原則として登記が必要となる。

#### ・背信的悪意者の法理

時効完成後の譲受人が「背信的悪意者」に該当する場合、例外的に登記なくして時効取得を対抗できる。最判平成18年1月17日の基準に照らしたあてはめを問う。

## 【採点基準】

### 【第1問】

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 後順位抵当権者の消滅時効援用 | 40点 |
| (2) 仮装譲受人の消滅時効援用   | 35点 |

### 【第2問】

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 設問1について | 30点 |
| (2) 設問2について | 45点 |

令和 8 年度琉球大学法科大学院  
C 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 2

刑法 [全 450 点中 100 点]

令和 8 年 1 月 24 日 (土曜日)  
11 時 25 分～12 時 25 分 (60 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 パソコンのネットワークや Bluetooth 等の設定を変更してはいけません。
- 2 答案作成時には「メモ帳」のみを使用し、他のソフトを使用してはいけません。
- 3 試験問題は、各科目の開始時に冊子で配布します（併せて構成用紙も配布します。）。問題冊子は、試験開始の合図があるまで開かないでください。試験開始後、問題冊子に印刷不鮮明や汚損等を見つけたときは、直ちに申し出てください。試験終了後、問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 4 解答用紙は、パソコンのデスクトップ上の「解答用紙」というフォルダの中にあります。試験開始前に、監督者の指示に従って、ファイル名に自分の受験番号を追記し、さらにファイル内の氏名欄に自分の受験番号を記載してください。そして試験開始後、ファイル内の所定の箇所から答案を書き始めてください。試験終了後、監督者の指示に従って、答案のファイルを USB メモリに記録して監督者に提出してください。
- 5 六法は、各科目の開始時に貸与し、各試験の終了後に監督者が回収します。六法への書込み・線引き等はしないでください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。もし試験時間中にトイレに行きたくなったり体調が悪くなった場合は、手を挙げてください。
- 7 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

**【問題】（100点）**

以下の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

**【事例】**

X（男性、30歳）のパートナーのV（女性、29歳）は、Xから「これから家に帰る。」との連絡を受けて、Xを迎えに行った。VはXを驚かそうと考え、家から駅までの途中の電柱に隠れ、Xが電柱を通り過ぎたら後ろから驚かそうと考えた。Vが思っていた通りXはVに気が付かず電柱を通り過ぎたので、Vは背後から右手でXの左肩を「わっ」と言いながら叩いた。すると、Xは襲われたと誤想して、持っていた傘でVに複数回執拗に殴りつけ、これがVの顔などに当たり全治3週間の傷害を負った。

**【設問】**

Xの罪責について、判例の立場を説明しながら、あなたの考えを論じなさい。

### 【出題趣旨】

誤想過剰防衛についての出題である。

最判昭和 62 年 3 月 26 日などを参考にしながら、誤想過剰防衛の定義、判例の立場などを踏まえ自らの考えを示したうえで、本問にあてはめていただきたい。なお、その前提として、構成要件の該当性、正当防衛の該当性などにも言及すること。

全般に刑法上の基本的概念の定義や判例などの基本事項にはできる限り言及をしていただきたい。

### 【採点基準】

- |   |   |      |
|---|---|------|
| 1 | 構成要件該当性                                 | 20 点 |
| 2 | 正当防衛の該当性（「急迫不正」の定義、あてはめなど）              | 20 点 |
| 3 | 誤想過剰防衛の処理（誤想過剰防衛の定義、判例の立場、自らの考え、あてはめなど） | 30 点 |
| 4 | 刑法 36 条 2 項の適用                          | 20 点 |
| 5 | その他                                     | 10 点 |

令和8年度琉球大学法科大学院  
C日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 3

憲法 [全 450 点中 100 点]

令和8年1月24日（土曜日）  
13時20分～14時20分（60分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 パソコンのネットワークやBluetooth等の設定を変更してはいけません。
- 2 答案作成時には「メモ帳」のみを使用し、他のソフトを使用してはいけません。
- 3 試験問題は、各科目の開始時に冊子で配布します（併せて構成用紙も配布します）。問題冊子は、試験開始の合図があるまで開かないでください。試験開始後、問題冊子に印刷不鮮明や汚損等を見つけたときは、直ちに申し出てください。試験終了後、問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 4 解答用紙は、パソコンのデスクトップ上の「解答用紙」というフォルダの中にあります。試験開始前に、監督者の指示に従って、ファイル名に自分の受験番号を追記し、さらにファイル内の氏名欄に自分の受験番号を記載してください。そして試験開始後、ファイル内の所定の箇所から答案を書き始めてください。試験終了後、監督者の指示に従って、答案のファイルをUSBメモリに記録して監督者に提出してください。
- 5 六法は、各科目の開始時に貸与し、各試験の終了後に監督者が回収します。六法への書込み・線引き等はしないでください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。もし試験時間中にトイレに行きたくなったり体調が悪くなった場合は、手を挙げてください。
- 7 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 【問題】(100点)

次の【事例】につき、後掲の【資料】を参照しつつ、【設問】に答えなさい。

### 【事例】

Y 市立 A 小学校の図書館では、「原爆後の風景」と題する写真集（以下、「本書」という）が自由閲覧コーナーに配架されていた。本書は、原爆後の市内の様子を収録したものであり、焼失した建物や荒廃した風景が中心となっている。遺体を直接撮影した写真は含まれていないものの、人の形を思わせる黒い影のような痕跡を写した写真が数点掲載されていた。

本書は 20 年ほど自由閲覧コーナーに置かれていたが、その間、閲覧内容に関する苦情は一切寄せられていなかった。ところが、20××年になって、他市の教育委員会が保護者からの要請を受け、この写真集について、市内の市立小中学校図書館における閲覧制限を求める事態が生じた。これを受けて A 小学校でも、小学生の保護者から、子どもが本書を読んだことで強い精神的衝撃を受け、寝込んでしまったため、閲覧を制限してほしいとの申し出があった。さらに、Y 市内の原子力発電所に勤務する保護者からは、子どもが親の職業に対して偏見を抱くおそれがあるとして、本書の廃棄を求める要望書が提出された。

A 小学校の校長は、図書館に勤務する司書教諭に対し、本書が A 小学校図書館資料廃棄基準 1 条 9 項に該当するかどうかについて検討するよう指示した。司書教諭は検討の結果、①一部に刺激的な表現はあるものの閲覧制限を要するほどではないこと、②原爆に関する問題を広く市民に伝える上で意義のある図書であること、③児童が深刻な心理的影響を受ける内容とはいえないことなどを理由として、閲覧制限や廃棄のいずれも必要はなく、現状維持が相当であるとの判断を校長に伝えた。同日、原発拡張に賛成する立場の Y 市議会議員 Z から、本書の内容は不適切であるとして廃棄すべきだとの電話が、Y 市教育委員会および A 小学校校長宛てにあった。なお、Z はこの廃棄要請の電話をかけた事実を、自身のウェブサイト上で公表している。

その後、校長は Y 市教育委員会の委員と協議した結果、Y 市に原子力発電所が存在する状況下では、児童を過度に不安にさせるおそれのある書籍は望ましくないとして、本書を廃棄処分とすることを決定し、その理由を司書教諭に説明したうえで廃棄を命じた。司書教諭は校長の指示に従って本書を廃棄したが、その経緯を記載した内容を学校図書館のウェブページに掲載した。

この出来事をインターネット上の情報によって知った本書の著者 X は、校長による一連の対応は違法であり、自身の表現の自由を侵害するものであるとして、Y 市を相手に国家賠償請求訴訟を提起しようと考えている。

## 【設問】

1. Xの訴訟代理人は、訴訟において、どのような憲法上の主張を行うか、答えなさい。
2. 設問1におけるX側の主張に対するY側の反論を簡潔に答えなさい。

## 【資料1 図書館法（抜粋）】

（この法律の目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

## 【資料2 学校図書館法（抜粋）】

（この法律の目的）

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（司書教諭）

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

**【資料3 A 小学校図書館資料廃棄基準（抜粋）】**

第1条 書籍の廃棄については、以下の基準に照らして司書教諭が判断し、校長の決裁を受けて司書教諭が廃棄を行う。

- 9 教育的観点から不要だと判断したもの。

### 【出題趣旨】

本問は、公立小学校図書館に配架されている本の内容を理由に廃棄処分とすることはその本の著作者の表現の自由を侵害するかを問うものである。この点については、公立図書館の司書が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とする不公正な取り扱いによって廃棄したことが、国家賠償法上違法であるとされた船橋市立図書館事件判決（最判平成 17・7・14 民集 59 卷 6 号 1569 頁）が関連判例となる。この判決では、著作者が自著の図書館による購入を求める権利が存在しないことを前提としたうえで、図書館という公的な場の性格上、収蔵された図書の不公正な取扱いが著作者の権利利益を侵害する可能性を認めた。本問においては同判決を踏まえた検討が求められており、検討にあたっては公立図書館と学校図書館の違いにも言及されたい。

### 【採点基準】

#### ●設問 1（X の主張）（70 点）

- |                     |      |
|---------------------|------|
| ・公立図書館および学校図書館の位置づけ | 20 点 |
| ・著作者に保障される権利・利益     | 20 点 |
| ・判断枠組み              | 15 点 |
| ・あてはめ               | 15 点 |

#### ●設問 2（Y の反論）（30 点）

- ・憲法 21 条は書籍を学校図書館に配架してもらう権利を著作者に保証していない
- ・学校図書館は教育的観点から図書の選定を行う責務があり、不適切な本を廃棄するのは義務である
- ・廃棄するかどうかの判断は学校図書館の裁量に委ねられており、それは一般の公立図書館における裁量よりも広い

令和 8 年度琉球大学法科大学院  
C 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

4

商法〔全 450 点中 50 点〕

令和 8 年 1 月 24 日（土曜日）  
14 時 40 分～15 時 10 分（30 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 パソコンのネットワークや Bluetooth 等の設定を変更してはいけません。
- 2 答案作成時には「メモ帳」のみを使用し、他のソフトを使用してはいけません。
- 3 試験問題は、各科目の開始時に冊子で配布します（併せて構成用紙も配布します）。問題冊子は、試験開始の合図があるまで開かないでください。試験開始後、問題冊子に印刷不鮮明や汚損等を見つけたときは、直ちに申し出てください。試験終了後、問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 4 解答用紙は、パソコンのデスクトップ上の「解答用紙」というフォルダの中にあります。試験開始前に、監督者の指示に従って、ファイル名に自分の受験番号を追記し、さらにファイル内の氏名欄に自分の受験番号を記載してください。そして試験開始後、ファイル内の所定の箇所から答案を書き始めてください。試験終了後、監督者の指示に従って、答案のファイルを USB メモリに記録して監督者に提出してください。
- 5 六法は、各科目の開始時に貸与し、各試験の終了後に監督者が回収します。六法への書込み・線引き等はしないでください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。もし試験時間中にトイレに行きたくなったり体調が悪くなった場合は、手を挙げてください。
- 7 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

**【問題】(50点)**

Y株式会社(以下、「Y社」という。)は、東京証券取引所上場会社であり、A株式会社(以下、「A社」という。)の完全親会社である。Y社の臨時株主総会において、Y社を吸収分割株式会社とし、A社を吸収分割承継株式会社とする吸収分割契約(以下、「本件吸収分割」という。)を承認する決議(以下、「本件決議」という。)がなされた。

Y社の株主であるXは、上記臨時株主総会に先立って、本件吸収分割に反対する旨をY社に通知し、本件決議においても反対した。そして、XはY社に対して、保有する株式を公正な価格で買い取るよう請求した。その後、XとY社との間での価格協議が決裂したため、XおよびY社が裁判所に価格決定を申し立てた。なお、本件吸収分割によるシナジー効果はなく、Y社の企業価値は増加も毀損もしなかった。

Y社の株価については、本件決議日時点で1200円であったが、Xによる株式買取請求権の行使日時点において1150円と株価が下落していたため、Xは、本件決議日を基準日として公正な価格を算定すべきであると主張した。Xの主張が認められるかについて論じなさい。

### 【出題趣旨】

本問は、組織再編時の株式買取請求における公正な価格の算定方法についての理解を量るものであり、最決平成 23・4・19 民集 65 卷 3 号 1311 頁の正確な理解を要求するものである。とりわけ、価格算定時の基準日についての判例の見解について正確に記述することが必要である。

### 【採点基準】

- |  |      |
|--|------|
| ①公正な価格の意義  | 10 点 |
| ②本件において、ナカリセバ価格が公正な価格となることの指摘  | 5 点  |
| ③公正な価格を算定する際の基準日について、請求時説を採用する理由と<br>他説への批判（請求時説を採らない場合は、その批判と他説を採用する理由） | 30 点 |
| ④分析力・論述力等  | 5 点  |

令和8年度琉球大学法科大学院  
C日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 5

**民事訴訟法**〔全450点中50点〕

令和8年1月24日（土曜日）  
15時20分～15時50分（30分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 パソコンのネットワークやBluetooth等の設定を変更してはいけません。
- 2 答案作成時には「メモ帳」のみを使用し、他のソフトを使用してはいけません。
- 3 試験問題は、各科目の開始時に冊子で配布します（併せて構成用紙も配布します。）。問題冊子は、試験開始の合図があるまで開かないでください。試験開始後、問題冊子に印刷不鮮明や汚損等を見つけたときは、直ちに申し出てください。試験終了後、問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 4 解答用紙は、パソコンのデスクトップ上の「解答用紙」というフォルダの中にあります。試験開始前に、監督者の指示に従って、ファイル名に自分の受験番号を追記し、さらにファイル内の氏名欄に自分の受験番号を記載してください。そして試験開始後、ファイル内の所定の箇所から答案を書き始めてください。試験終了後、監督者の指示に従って、答案のファイルをUSBメモリに記録して監督者に提出してください。
- 5 六法は、各科目の開始時に貸与し、各試験の終了後に監督者が回収します。六法への書込み・線引き等はしないでください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。もし試験時間中にトイレに行きたくなったり体調が悪くなった場合は、手を挙げてください。
- 7 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

**【問題】 (50 点)**

以下の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

**【事例】**

X は、父親 A の死亡により A の遺産を単独で相続したものと考えていたが、生前に A が Y に遺産を遺贈する旨の遺言書（以下「本件遺言」という。）を作成していたことが判明した。そこで、X は、Y を被告として、本件遺言の無効確認を求める訴えを提起した。

**【設問】**

1. 確認の訴えにおいては、どのような場合に訴えの利益が認められるか。
2. 確認の訴えにおいては、給付の訴えにおける場合と比べて、特に綿密な訴えの利益の検討が必要とされる。その理由を説明しなさい。
3. 確認の訴えにおける確認対象は、一般に、現在の法律関係でなければならない、とされる。その理由を説明しなさい。
4. 遺言無効確認の訴えは、過去の法律関係の確認を求めるものであるのに、訴えの利益が認められる。その理由を説明しなさい。

### 【出題趣旨】

確認の利益に関する基本問題である。判決による紛争解決の実効性を問う道具概念である確認の利益の判定要素としての対象選択の適否に関する理解が問われている。

まずは、条文に存在しない法律上の観念の必要性を簡潔に述べる必要がある。その上で、その判定に際しては、現在の法律関係を対象として確認を求めることが必要とされている理由を説明することが求められる。そして、それらの根拠に照らして、例外的に過去の法律関係を確認対象とすることが抜本的な紛争解決をもたらす場合には確認の利益が肯定されるという理解を適切に表現することが求められている。

### 【採点基準】

- |   |     |
|---|-----|
| 1 確認の利益の意義を正しく理解しているか                               | 10点 |
| 2 確認の利益の必要性を正しく理解しているか                              | 10点 |
| 3 原則として現在の法律関係を対象として捕捉する意味を理解しているか                  | 10点 |
| 4 例外として過去の法律関係を確認対象として選択することも許される<br>ことが正しく理解されているか | 20点 |